

事 務 連 絡

平成 2 3 年 4 月 1 日

指定都市市長会 御中

内閣府地域主権戦略室

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限について（依頼）

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

平成 22 年 12 月 28 日に「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたところですが（別紙参照）、当該アクション・プラン 3.（1）では、一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限のうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った「自己仕分け」において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A-a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成 23 年 6 月末までに整理することとされています。

つきましては、別添の資料を参考に市に移譲を希望する事務・権限をお示しいただくようお願いいたします。また、これに関連してご意見等があれば併せてお示しください。

○提出期限

平成 2 3 年 5 月 1 3 日

○提出先

内閣府地域主権戦略室

○提出方法

様式自由